

三百	景觀地区内	建築基準法第六十八条第五項の	二万七千円	認定申請
八十	における建	規定に基づく建築物の各部分の		のとき。
四の	建築物の各部	高さに関する制限の適用除外に		
七	分の高さに	係る認定の申請に対する審査		
	関する制限			
	の適用除外			
	に係る認定			
	申請手数料			

別表第一の三百九十の項中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同表の三百九十一の項中「総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料」を「一団地の一の建築物又は総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料」に、「複数建築物」を「一の建築物又は二以上の建築物」に、「建築物の数が二」を「建築物の数が二以下」に改め、同表の三百九十二の二の項中「総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料」を「一団地の一の建築物又は総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料」に、「複数建築物」を「一の建築物又は二以上の建築物」に、「建築物の数が二」を「建築物の数が二以下」に改め、同表の三百九十三の項中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」に、「基づく同一敷地内認定建築物」を「基づく一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内認定建築物を」を「一敷地内認定建築物を」に改め、同表の三百九十三の二の項中「同一敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料」に、「基づく同一敷地内認定建築物」を「基づく一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内認定建築物を」を「一敷地内認定建築物を」に改め、同表の三百九十三の三の項中「同一敷地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物

の建築許可申請手数料」を「一敷地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料」に、「基づく同一敷地内許可建築物を」を「基づく一敷地内許可建築物」に、「同一敷地内許可建築物を」を「一敷地内許可建築物を」に改め、同表の三百九十四の項中「複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料」を「建築物の認定又は許可の取消し申請手数料」に、「基づく複数建築物」を「基づく建築物」に改め、同表の三百九十五の項の次に次のように加える。

三百	一の既存不適格建築物	建築基準法第八十六条の八第一	二万七千円	認定申請
九十	の増築等を	項の規定に基づく一の既存不適		のとき。
五の	含む工事を	格建築物の増築等を含む工事を		
二	以上の工	二以上の工事に分けて行う場合		
	事に分けて	の全体計画認定の申請に対する		
	行う場合の	審査		
	全体計画認			
	定申請手数			
	料			
三百	一の既存不適格建築物	建築基準法第八十六条の八第三	二万七千円	認定申請
九十	の増築等を	項の規定に基づく一の既存不適		のとき。
五の	含む工事を	格建築物の増築等を含む工事を		
三	二以上の工	二以上の工事に分けて行う場合		
	事に分けて	の全体計画認定の変更申請に対		
	行う場合の	する審査		
	全体計画認			

定の変更申 請手数料	
---------------	--

別表第一の四百九の項及び四百十の項中「一万五千元」を「一万六千五百円」に、「二万円」を「一万七千元」に改め、同表の四百十一の項の次に次のように加える。

四百 十二	証明手数料	前各項（申請に対し行う各種の証明事務に係るものに限る。）に定めるものを除くほか、申請に対し行う各種の証明に係る事務（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により保護を受けている旨の証明を除く。）	五百円	証明申請のとき。
----------	-------	--	-----	----------

別表第二の七の項の次に次のように加える。

七の 二	保育士試験 手数料	児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施	一万二千七百円	受験申請のとき。
---------	--------------	-------------------------------	---------	----------

別表第二の九の項中「一万三千九百元」を「一万五千五百円」に改める。

（奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正）

**第三条** 奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、三〇〇円」を「二、五〇〇円以内で知事が定める額」に改める。

（奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正）

**第四条** 奈良県保健環境研究センター手数料条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の2の(2)中「六千九百元」を「七千五百円」に改め、同表の一の5中「三万二千九百元」を「三万四千元」に改め、同表の二の1の(4)中「五千四百円」を「五千九百元」に改め、同表の二の1の(4)の(3)中「三千八百円」を「四千四百円」に改める。

（奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例の一部改正）

**第五条** 奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例（昭和二十七年四月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、三〇〇円」を「二、五〇〇円以内で知事が定める額」に改める。

（奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の一部改正）

**第六条** 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、三〇〇円」を「二、五〇〇円以内で知事が定める額」に改める。

（奈良県工業技術センター手数料条例の一部改正）

**第七条** 奈良県工業技術センター手数料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表の二の3中「六千九百元」を「六千七百円」に改める。

（奈良県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部改正）

**第八条** 奈良県特殊車両通行許可申請手数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一件につき千五百円」を「当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円」に改める。

（奈良県営プール条例の一部改正）

**第九条** 奈良県営プール条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十五号）の一部を次の

ように改正する。

別表の二中

専用して使用する 場合	一時間につき 一六、〇〇〇円
----------------	-------------------

を

専用して使用する 場合	全コースにつき 一六、〇〇〇円
全コースにつき、かつ、一時間につき 一、三〇〇円	

に改める。

用し ない 場合	
----------------	--

(奈良県警察手数料条例の一部改正)

第十条 奈良県警察手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の表中七の項を十三の項とし、二の項から六の項までを六項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 確認事務登録 審査手数料	道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号。以下この条において「改正法」という。)附則第二条の規定に基づく改正法第三条の規定による改正後の法第五十一条の八第一項に規定する登録に関する事務に關し必要な準備として行う同項の規定に基づく登録の申請に対する審査	二万三千元	登録申請 のとき。
三 駐車監視員 資格者証交 付手数料	改正法附則第二条の規定に基づく改正法第三条の規定による改正後の法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証に關する事務に關し必要な準備	九千九百円	交付申請 のとき。

<p>六 駐車監視員 資格者証書 換え交付手</p> <p>改正法附則第二条の規定に基づ く改正法第三条の規定による改 正後の法第五十一条の十三第一</p> <p>二千百円</p> <p>書換え交 付申請の とき。</p>	<p>五 駐車監視員 資格者認定 手数料</p> <p>改正法附則第二条の規定に基づ く改正法第三条の規定による改 正後の法第五十一条の十三第一 項に規定する駐車監視員資格者 証に関する事務に関し必要な準 備として行う同項第一号ロの規 定に基づく認定の申請に対する 審査</p> <p>四千五百円</p> <p>認定申請 のとき。</p>	<p>四 駐車監視員 資格者講習 手数料</p> <p>改正法附則第二条の規定に基づ く改正法第三条の規定による改 正後の法第五十一条の十三第一 項に規定する駐車監視員資格者 証に関する事務に関し必要な準 備として行う同項第一号イの規 定に基づく放置車両の確認等に 関する技能及び知識に関して行 う講習</p> <p>一万九千円</p> <p>受講申込 みのとき。</p>	<p>備として行う同項の規定に基づ く駐車監視員資格者証の交付の 申請に対する審査</p>
<p>第十條第二項の表四の項中「千七百五十円」を「千六百五十円」に改め、同表五の 項中「三千三百五十円」を「三千二百円」に改め、同表六の項中「二千二百五十円」</p>			
<p>を「二千百円」に改め、同表十四の項中</p>			
<p>千七百円</p> <p>七 駐車監視員 資格者証再 交付手数料</p> <p>改正法附則第二条の規定に基づ く改正法第三条の規定による改 正後の法第五十一条の十三第一 項に規定する駐車監視員資格者 証に関する事務に関し必要な準 備として行う同項の規定に基づ く駐車監視員資格者証の再交付</p> <p>二千円</p> <p>再交付申 請のとき。</p>	<p>七 駐車監視員 資格者証再 交付手数料</p> <p>改正法附則第二条の規定に基づ く改正法第三条の規定による改 正後の法第五十一条の十三第一 項に規定する駐車監視員資格者 証に関する事務に関し必要な準 備として行う同項の規定に基づ く駐車監視員資格者証の再交付</p> <p>二千円</p> <p>再交付申 請のとき。</p>	<p>七 駐車監視員 資格者証再 交付手数料</p> <p>改正法附則第二条の規定に基づ く改正法第三条の規定による改 正後の法第五十一条の十三第一 項に規定する駐車監視員資格者 証に関する事務に関し必要な準 備として行う同項の規定に基づ く駐車監視員資格者証の再交付</p> <p>二千円</p> <p>再交付申 請のとき。</p>	<p>七 駐車監視員 資格者証再 交付手数料</p> <p>改正法附則第二条の規定に基づ く改正法第三条の規定による改 正後の法第五十一条の十三第一 項に規定する駐車監視員資格者 証に関する事務に関し必要な準 備として行う同項の規定に基づ く駐車監視員資格者証の再交付</p> <p>二千円</p> <p>再交付申 請のとき。</p>
<p>千七百円 (国家公安)</p> <p>受講のと</p>	<p>千五百円</p> <p>受講のと</p>	<p>七 駐車監視員 資格者証再 交付手数料</p> <p>改正法附則第二条の規定に基づ く改正法第三条の規定による改 正後の法第五十一条の十三第一 項に規定する駐車監視員資格者 証に関する事務に関し必要な準 備として行う同項の規定に基づ く駐車監視員資格者証の再交付</p> <p>二千円</p> <p>再交付申 請のとき。</p>	<p>七 駐車監視員 資格者証再 交付手数料</p> <p>改正法附則第二条の規定に基づ く改正法第三条の規定による改 正後の法第五十一条の十三第一 項に規定する駐車監視員資格者 証に関する事務に関し必要な準 備として行う同項の規定に基づ く駐車監視員資格者証の再交付</p> <p>二千円</p> <p>再交付申 請のとき。</p>

七百円	受講申込 みのとき。
千五十円	受講申込 みのとき。
千七百円（運転免許に 係る講習に関する規則（平成六年国家 公安委員会規則第四 号）第七条第一項に 定める道路交通法施 行令第三十三条の七 第二項の基準に該当 しない者に対する講 習にあつては、千五 十円）	受講申込 みのとき。

委員会規則で定める第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、千五十円

に、「道路交通法施行規則第三十八条第十三項

第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るもの」を「運転免許に係る講習に関する規則第七条第二項に定めるもの」に改め、同条第五項中「第一項第十二号」を「第一項第十四号」に改める。

**第十一条** 奈良県警察手数料条例の一部を次のように改正する。

第九条の表二の項中「道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条の規定に基づく改正法第三条の規定による改正後の法第五十一条の八第一項に規定する登録に関する事務に関し必要な準備として行う同項の規定に基づく登録の申請に対する審査」を「法第五十一条の八第一項の規定に基づく登録の申請に対する審査」に改め、同表中十三の項を十四の項とし、八の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表七の項中「改正法附則第二条の規定に基づく改正法第三条の規定による改正後の法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証に関する事務に関し必要な準備として行う同項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付」を「法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項中「改正法附則第二条の規定に基づく改正法第三条の規定による改正後の法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証に関する事務に関し必要な準備として行う同項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付」を「法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項中「改正法附則第二条の規定に基づく改正法第三条の規定による改正後の法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証に関する事務に関し必要な準備として行う同項第一号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査」を「法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項中「改正法附則第二条の規定に基づく改正法第三条の規定による改正後の法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証に関する事務に関し必要な準備として行う同項第一号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習」を「法第五十一条の十三第一項第一号イの規定に

基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項中「改正法附則第二条の規定に基づく改正法第三条の規定による改正後の法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証に関する事務に必要の準備として行う同項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査」を「法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三	確認事務登録更新手数料	法第五十一条の八第六項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査	二万三千元	更新申請のとき。
---	-------------	----------------------------------	-------	----------

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定（同表の三百七十三の項を改める部分、同表の三百七十三の二の項及び三百七十三の三の項を改める部分、同表の三百七十九の項の次に次のように加える部分、同表の三百八十四の項の次に次のように加える部分（同表の三百八十四の四の項から三百八十四の七の項までに係る部分に限る。）、同表の三百九十の項を改める部分、同表の三百九十一の項を改める部分、同表の三百九十二の二の項を改める部分、同表の三百九十三の三の項を改める部分、同表の三百九十三の二の項を改める部分、同表の三百九十三の三の項を改める部分、同表の三百九十四の項を改める部分並びに同表の三百九十五の項の次に次のように加える部分に限る。）及び第十一条の規定 規則で定める日
- 二 第一条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第二条及び第三条の改正規

定 平成十八年四月一日

（奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 平成十一年三月三十一日に奈良県立医科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成十二年三月三十一日に奈良県立商科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 4 平成十八年三月三十一日に看護専門学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 5 平成十八年四月一日以後において看護専門学校に転学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在籍している者の授業料の額と同額とする。
- 6 第一条の規定による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第五条第一項並びに第七条第一項第四号及び第三項の規定は、平成十八年四月一日以後において看護専門学校に入学する者に係る入学考査料及び入学料について適用する。  
（奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正に伴う経過措置）
- 7 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例に規定する文書の交付の申請をしている者の当該文書手数料については、なお従前の例による。  
（奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置）
- 8 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の奈良県保健環境研究センター手数料条例に規定する検査の申込みをしている者の当該検査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例に規定する文書の交付の申請をしている者の当該文書手数料については、なお従前の例による。  
（奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

置)

10 この条例の施行の際現に第六条の規定による改正前の奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例に規定する文書の交付の申請をしている者の当該文書手数料については、なお従前の例による。

(奈良県工業技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

11 この条例の施行の際現に第七条の規定による改正前の奈良県工業技術センター手数料条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県警察手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行の際現に運転免許証の交付、再交付又は更新の申請をしている者の当該交付、再交付又は更新に係る免許証交付手数料、免許証再交付手数料又は免許証更新手数料の手数料額については、なお従前の例による。

13 この条例の施行の際現に道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下この項において「法」という。)第九十二条の二第二項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習、法第九十二条の二第二項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習及び法第九十二条の二第二項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習の受講申込みをしている者の当該講習に係る手数料の徴収時期については、なお従前の例による。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第二十七号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十四年法律第四十八号」の下に「。以下「法」という。」を加え、

「並びに第五条第一項」を「、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(職員の任期を定めた採用)」を付する。

第七条を第十三条とする。

第六条第二項中「昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号」の下に「。以下「企業職員給与条例」という。」を加え、同条第三項中「県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業職員給与条例」に改める。

第六条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(非専門的任期付職員の給与の特例)

第十条 非専門的任期付職員(企業職員である非専門的任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)の給料月額は、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

2 非専門的任期付職員のうち第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第四項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十一条 給与条例第六条、第七条、第十四条の二及び第十七条の規定は、非専門的任期付職員には、適用しない。

2 給与条例第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五及び第十一条の七並びに職員の特務手当に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号)第八条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第十一条の六第二項、第十三条第二項及び第四項、第二十条の三、第二十条の四並びに第二十五条の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採

用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)

**第十二条** 企業職員給与条例第四条及び第十二条の二の規定は、企業職員である非専門的任期付職員には、適用しない。

2 企業職員給与条例第五条、第六条、第六条の三、第七条の二及び第十五条の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には、適用しない。

第五条を第八条とし、第四条を第七条とする。

第三条第一項中「前条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「非専門的任期付職員」という。)の任期が三年に満たない場合にあっては、採用した日から三年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

第三条を第六条とする。

第二条の次に次の三条を加える。

**第三条** 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

**第四条** 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従

事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)

第十五条第一項の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第九条第一項の規定による承認

(任期の特例)

**第五条** 法第六条第二項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第三条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

二 第三条第一項各号に掲げる業務に係る期間が同条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから三年を超えることがあらかじめ見込まれる場合



(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第二条** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)第四条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第四条、第五条第二項、第十三条及び第十六条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

**第三条** 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は」を「若しくは」に改め、「採用された者」の下に「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)第四条の規定により採用された者」を加える。

(知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

**第四条** 知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成十五年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「特定任期付職員」を「特定任期付職員等」に改め、同条中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特例期間における任期付職員条例第十条の規定の適用を受ける職員の給料月額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に百分の二を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当(調整手当、超過勤務手当、夜

間勤務手当及び休日勤務手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に、「第三項」を「第四項」に改める。

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第二十八号

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

(奈良県職員定数条例の一部改正)

**第一条** 奈良県職員定数条例(昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三、五一四人」を「三、四八九人」に、「一、二一九人」を「一、二二三人」に、「一、三三三人」を「一、三三〇人」に、「一一一人」を「一〇八人」に、「一七人」を「一八人」に、「四〇七人」を「三八二人」に、「人事委員会の事務部局の職員 一人」を「人事委員会の事務部局の職員 二人」に、「六、六〇六人」を「六、五四六人」に改める。

(県費負担教職員定数条例の一部改正)

**第二条** 県費負担教職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七千九百八十七人」を「七千九百七十八人」に改める。

(奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正)

**第三条** 奈良県立高等学校等職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二、三七一人」を「二、二九〇人」に、「八二四人」を「八三三人」に改める。

(奈良県警察職員定数条例の一部改正)

**第四条** 奈良県警察職員定数条例(昭和二十九年六月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二、三二一人」を「二、三六一人」に、「三五八人」を「三五五人」に、「二、六七九人」を「二、七二六人」に改める。

**附則**

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

**奈良県条例第二十九号**

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改め、「災害派遣手当」の下に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第二十条の五の見出しを「(農林業普及指導手当)」に改め、同条第一項中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に、「農民生活」を「農村生活」に、「林業、蚕業又は開拓営農」を「又は林業」に改め、同項第二項中「その職務に応じ」を削り、「百分の十二以内において人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額」を「百分の八を乗じて得た額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額」に改める。

第二十条の六第一項中「第三十二条第一項」の下に「(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。」を加える。

第二十一条中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改める。

**附則**

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条第一項の改正規定(「災害派遣手当」の下に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える部分に限る。)、第二十条の五第一項の改正規定(「農民生活」を「農村生活」に、「林業、蚕業又は開拓営農」を「又は林業」に改める部分に限る。)及び第二十条の六第一項の改正規定 公布の日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成十七年四月一日

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

**奈良県条例第三十号**

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第三十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第八条の二を削る。

第十条の四を次のように改める。

**第十条の四 削除**

第十条の五第一項中「爆発物件の処理又は火薬類若しくは高压ガスの製造施設若しく